

2013資電部第5号
平成25年4月10日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。）に内蔵されている通信機能のソフトウェアを書き換える行為に係る計量法上の取扱いについて

取引又は証明における計量に使用する普通電力量計（変成器とともに使用されるものを除く。以下同じ。）に内蔵されている通信機能のソフトウェアを書き換える行為については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

検定証印又は基準適合証印が付された普通電力量計に内蔵されている通信機能のソフトウェアを書き換える行為については、当該ソフトウェアの書換えを行う前に、これによって当該普通電力量計の器差が影響されないこと並びにその性能及び構造が変更されないことにより型式の同一性が維持されることについて日本電気計器検定所の確認を受けており、かつ、当該確認を受けた方法のとおりに行き換えを行った場合に限り、計量法（平成4年法律第51号）第2条第5項の経済産業省令で定める改造には当たらないと解して差し支えない。